

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第2回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年6月30日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第2回説明会アジェンダ

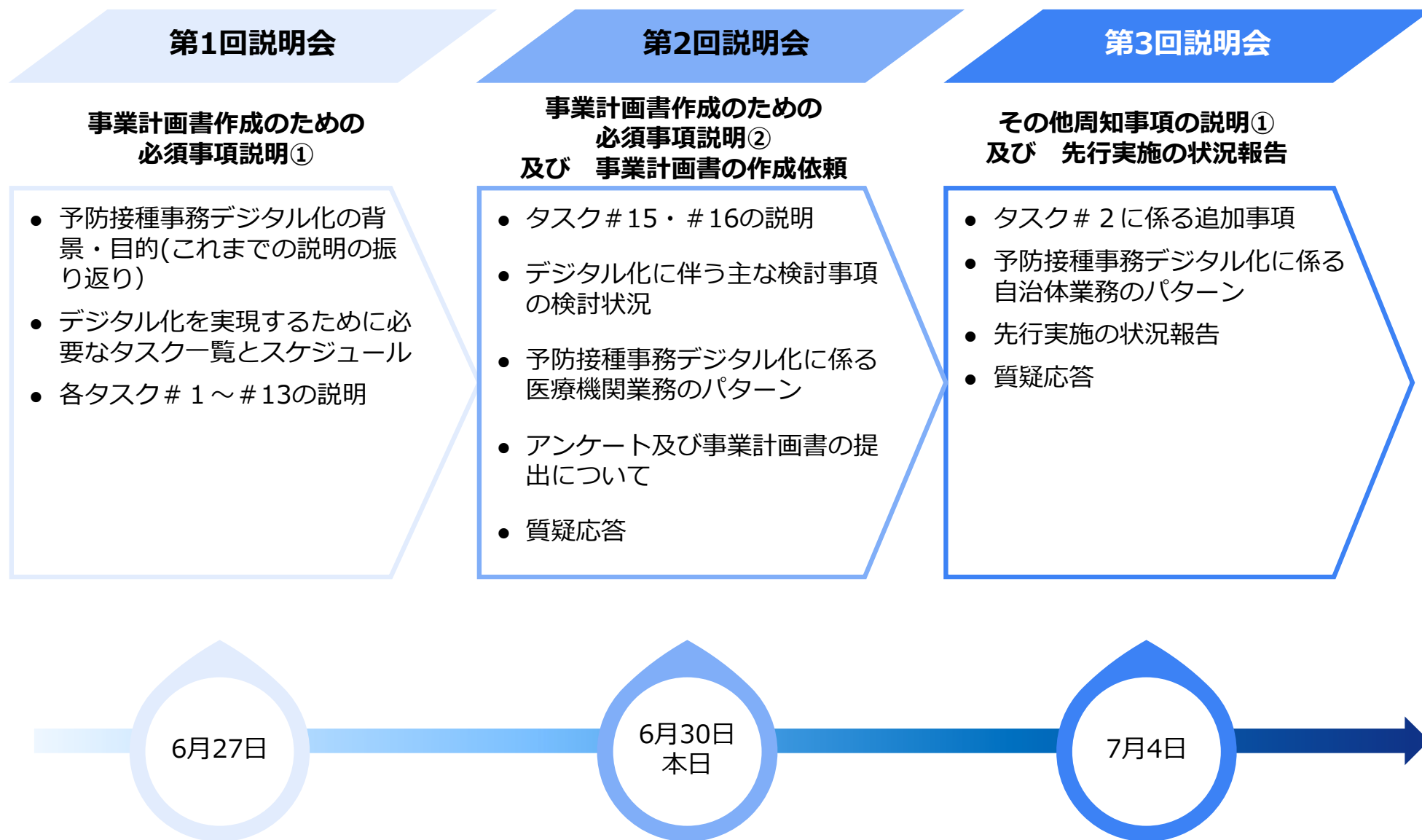
アジェンダ

- | | |
|------------------------|-------|
| I. はじめに | [2分] |
| II. 事業計画書作成のための必須事項説明等 | [35分] |
| III. アンケート及び事業計画書作成依頼 | [10分] |
| IV. 質疑応答 | [60分] |
| V. 事務連絡 | [3分] |

実施要領

- 開催日時：
 - － 6月30日（月） 14:00～16:00
- 開催場所・会議方式：
 - － Web会議
- 参加者：
 - － 市区町村、都道府県
 - － 厚生労働省
 - － 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- 配布資料：
 - － 本資料

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール



はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第4回説明会

その他周知事項の説明②

- 改正予防接種法について
- データの流れについて
- その他
- 質疑応答

7月第2週
を予定

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. 各タスクの説明（＃15、16）**
- 4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況**
- 5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン**
- 6. アンケート・事業計画書の提出について**
- 7. 質疑応答**

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 各タスクの説明（#15、16）
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
6. アンケート・事業計画書の提出について
7. 質疑応答

1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
過渡期	令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間のこと。
予防接種サイト	<u>【自治体が利用する場合】</u> <u>LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</u> <u>【医療機関が利用する場合】</u> オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
民間アプリ（タブレット等）	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。

1. 本説明会資料における用語の説明
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
3. 各タスクの説明（＃15、16）
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
6. アンケート・事業計画書の提出について
7. 質疑応答

2. デジタル化するために必要なタスク一覧

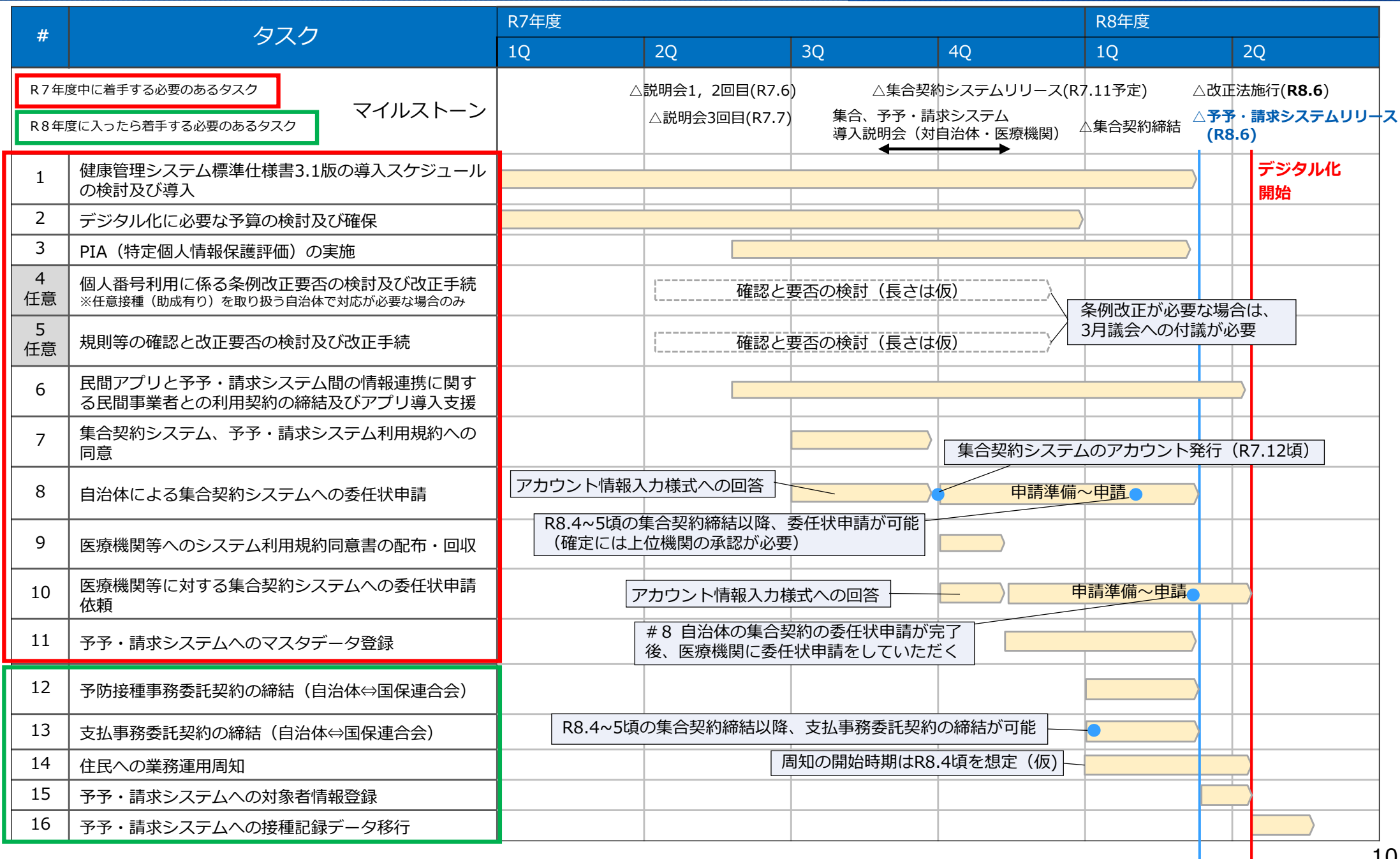
- デジタル化するために、自治体には以下 # 1～16（# 4・5は任意）のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応ページ
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要な予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	※
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	※
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	12-14
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	12-13,15

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 : 自治体必須作業

: 自治体任意作業



1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
- 3. 各タスクの説明（# 15、16）**
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
6. アンケート・事業計画書の提出について
7. 質疑応答

タスク # 15

予予・請求システムへの対象者情報登録

タスク # 16

予予・請求システムへの接種記録データ移行

対象者情報登録と接種記録データ移行の全体像

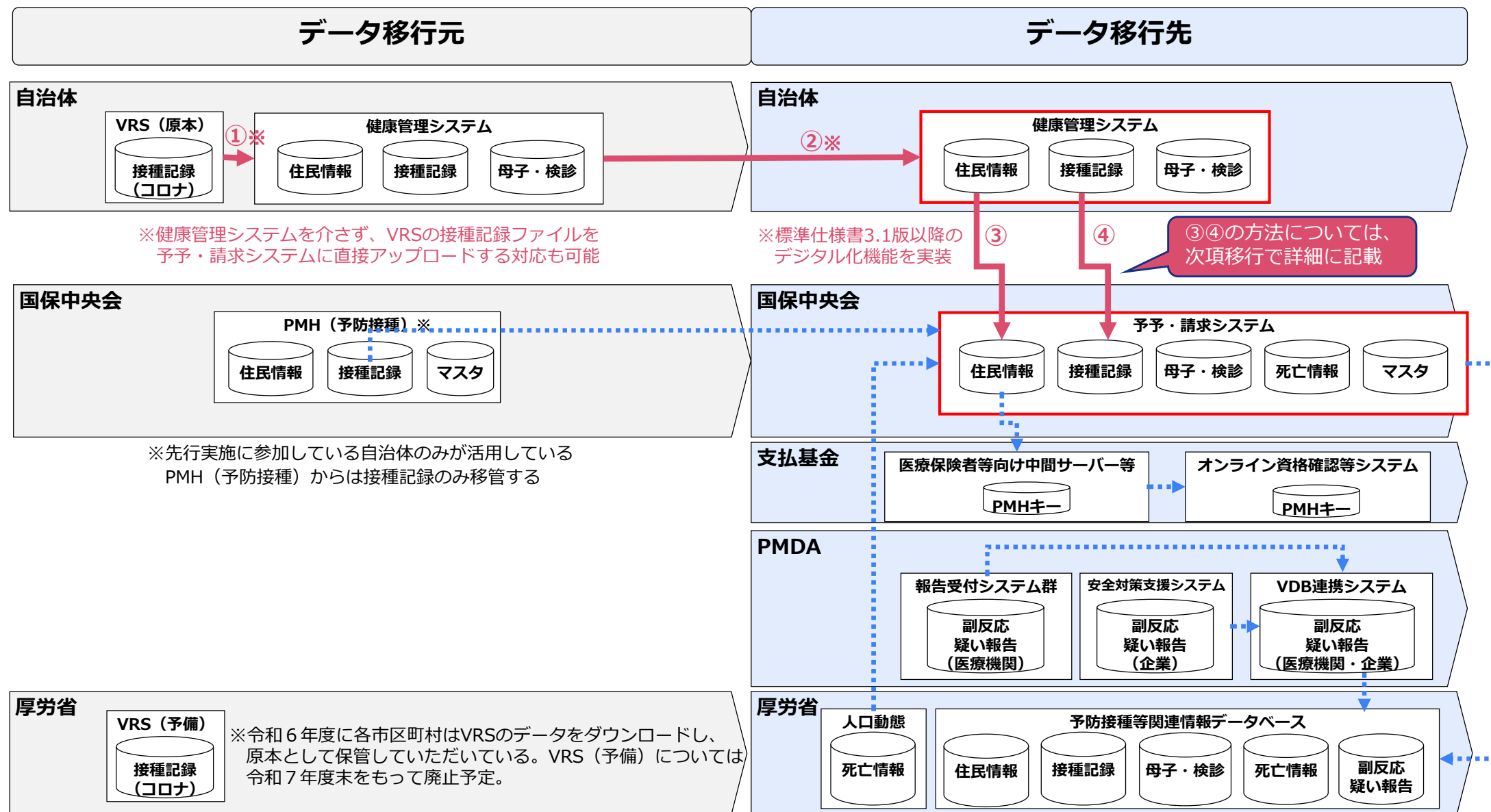
凡例

データ移行元

データ移行先

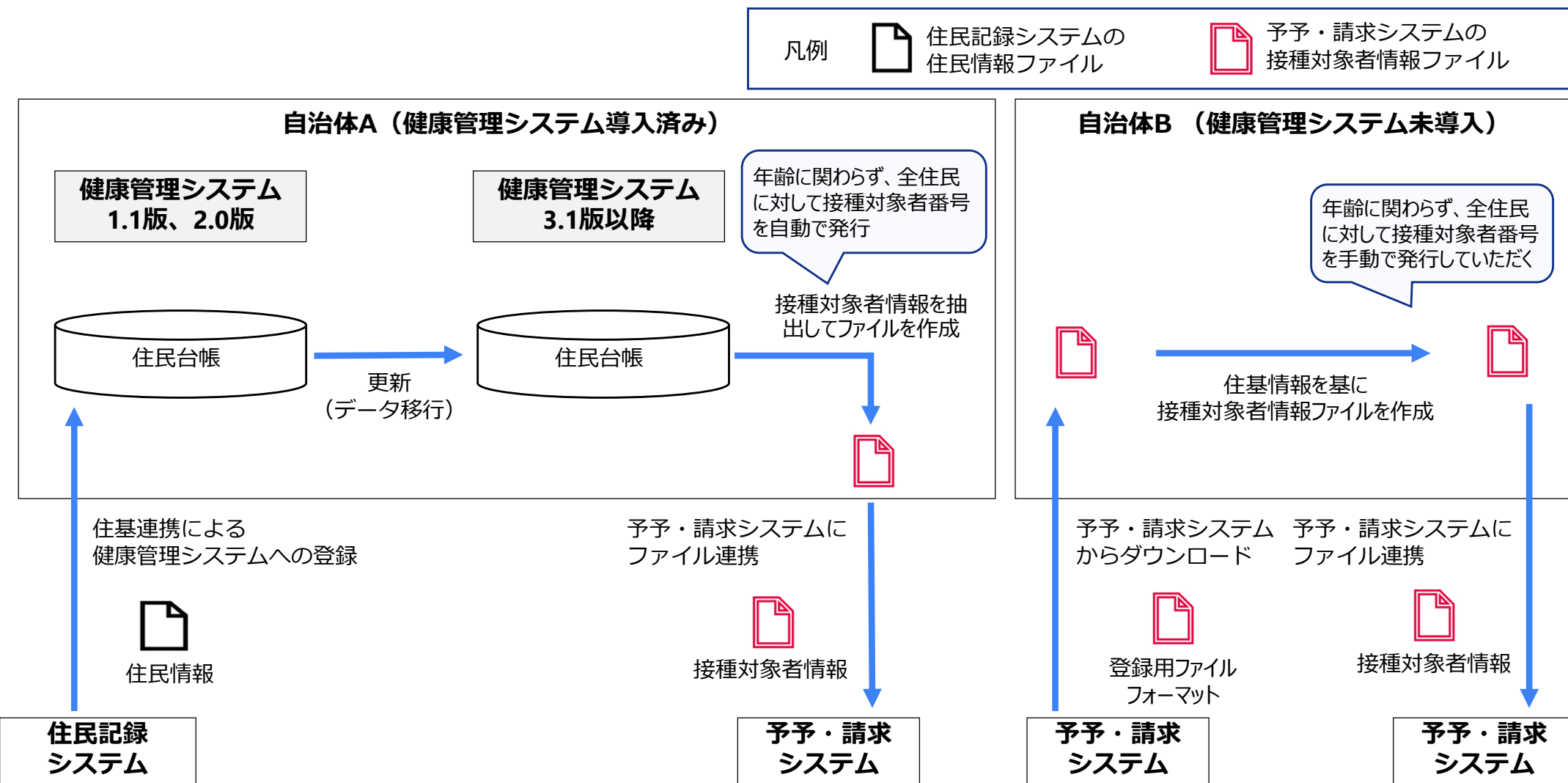
→ 自治体が直接行うデータ移行
 自治体が直接行わないデータ移行

デジタル化にあたり、各自治体においては、健康管理システムから予予・請求システムに対象者情報登録を行った上で、過去の接種記録データの移行を実施いただく。



対象者情報登録の方法

- 今後接種する可能性のある対象者（＝全住民）に接種対象者番号を発行した上で、予予・請求システムに連携する。
- 健康管理システムを未導入の場合は、予予・請求システムからダウンロードしたフォーマットを基に、接種対象者情報ファイルの作成と接種対象者番号の発行を手作業にて実施いただきたい。



接種記録データ移行の方法

- VRSを含む過去の接種記録を、予予・請求システムにアップロード可能なフォーマットに加工して登録いただく。
- 具体的には、予予・請求システムから基本情報が既に入力されているファイルフォーマットをダウンロードし、そのファイルに接種記録を入力した上で、アップロードしていただきたい。

凡例



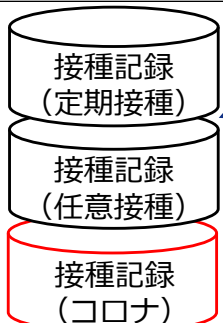
VRSの接種記録ファイル



予予・請求システムの接種記録登録ファイル

自治体A（健康管理システム導入済み）

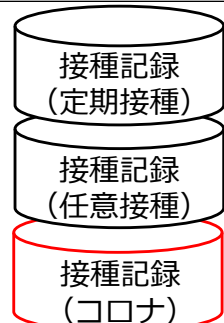
健康管理システム 1.1版、2.0版



定期/任意接種の接種記録は、既に健康管理システム上に存在

更新
(データ移行)

健康管理システム 3.1版以降



接種記録を抽出して
ファイルに入力

ダウンロード

アップロード

健康管理
システムに登録
接種記録

基本情報が既に入力
されているファイルフォーマットをダウンロード

登録用ファイル
フォーマット

接種記録

予予・請求
システム

予予・請求
システム

自治体B（健康管理システム未導入）

紙の接種記録
(定期/任意接種)

接種記録を元に
ファイルに入力

ダウンロード

アップロード

接種記録

登録用ファイル
フォーマット

接種記録

VRS

予予・請求
システム

予予・請求
システム

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 各タスクの説明（＃15、16）
- 4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況**
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
6. アンケート・事業計画書の提出について
7. 質疑応答

デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況

令和6年7月及び12月に実施した健康管理システム標準仕様書に係る全国意見照会において数多くいただいたご意見のうち、中長期的に検討が必要な事項に関して、現時点の検討状況は以下のとおりである。

検討事項	いただいたご意見の概要	現在の検討状況
中間サーバへの予防接種記録情報連携	接種記録が蓄積される予予・請求システムから自動で中間サーバへの副本登録を行えないか。	予予・請求システムから自治体中間サーバへの接種記録の連携の可否について、関係省庁との協議も含めて、今後検討していく予定。
自治体からの地域保健・健康増進事業報告業務	接種記録は予予・請求システムでも管理されているため、各自治体システムからではなく、予予・請求システムからまとめて統計報告するのが合理的ではないか。	- 地域保健・健康増進事業報告業務には、予防接種以外の報告内容も多くあるため、当面は現行どおりの運用をお願いする予定。 - ただし、予防接種以外の分野でもデジタル化の検討が進められていることから、その状況もみつつ、予予・請求システムを活用した統計報告について引き続き検討を進める。 - なお、健康管理システムから地域保健・健康増進事業報告の各集計票の集計値を出力する機能が標準仕様書により実装必須となっているため、今後はその機能をご活用いただきたい。
間違い接種報告	医療機関から市区町村、市区町村から厚労省への報告をシステム化することで、厚労省は間違い接種報告をいつでも確認でき、情報は自動的に集計・更新されるようになるのではないか。	医療機関からの接種記録登録のスキームを活用して、予予・請求システムに情報を集約・管理することを、今後検討していく予定。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 各タスクの説明（＃15、16）
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
- 5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン**
6. アンケート・事業計画書の提出について
7. 質疑応答

令和8年度以降のデジタル化後の医療機関における業務イメージ

受付

接種対象者



マイナンバーカードの提示
(母子保健手帳の提示)



医療機関



顔認証付きカードリーダー
オン資システムによる本人確認



民間アプリ等



システムチェック結果も活用して
接種間隔の確認、予診票の確認

システム（国保中央会構築）



過去の接種記録を用いた接種間隔チェック
回答済の予診票の取得

予診・
予防接種



接種に対する同意



民間アプリ等



予診票等を確認して予診を実施



予防接種



予防接種



接種記録・
請求



母子健康手帳の
返却



民間アプリ等

接種記録の入力
※別途、診療録を作成する
必要あり

請求・郵送業務の削減



接種記録の登録
請求受付処理

予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン整理

デジタル化後の医療機関における主な業務パターンは以下のとおり。今後、各自治体において医療機関とデジタル化の検討を行う際に、ご活用いただきたい。

凡例

デジタル業務

B・C特有の業務

従来の業務

本人確認

予防接種の資格確認

予診・接種

接種記録の作成・登録、費用請求

パターンA
(全面デジタル)

①マイナカードと顔認証
付きCRで本人確認

②デジタル予診票の確認

③デジタル予診票による
予診、接種の実施④接種記録の作成・登録、
費用の請求

パターンB
(一部デジタル)

診察室内で
紙の予診票を利用

①マイナカードと顔認証
付きCRで本人確認

②デジタル予診票の確認

③デジタル予診票の
紙への印刷④紙の予診票による
予診・接種の実施
(従来と同様)⑤接種記録の作成・登録、
費用の請求

パターンC
(従来の紙ベース)

マイナカードを
利用しない

①紙の予診票の受領
(従来と同様)②紙の予診票の確認
(従来と同様)③紙の予診票による
予診・接種の実施
(従来と同様)

C-1：顔認証付きCRを備えている医療機関の場合

④接種記録の作成・登録、
費用の請求
(4情報での登録)

C-2：顔認証付きCRを備えていない医療機関の場合

④接種記録の作成後、
外部委託機関に
紙の予診票を郵送⑤外部委託機関にて
接種記録の登録、
費用の請求

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

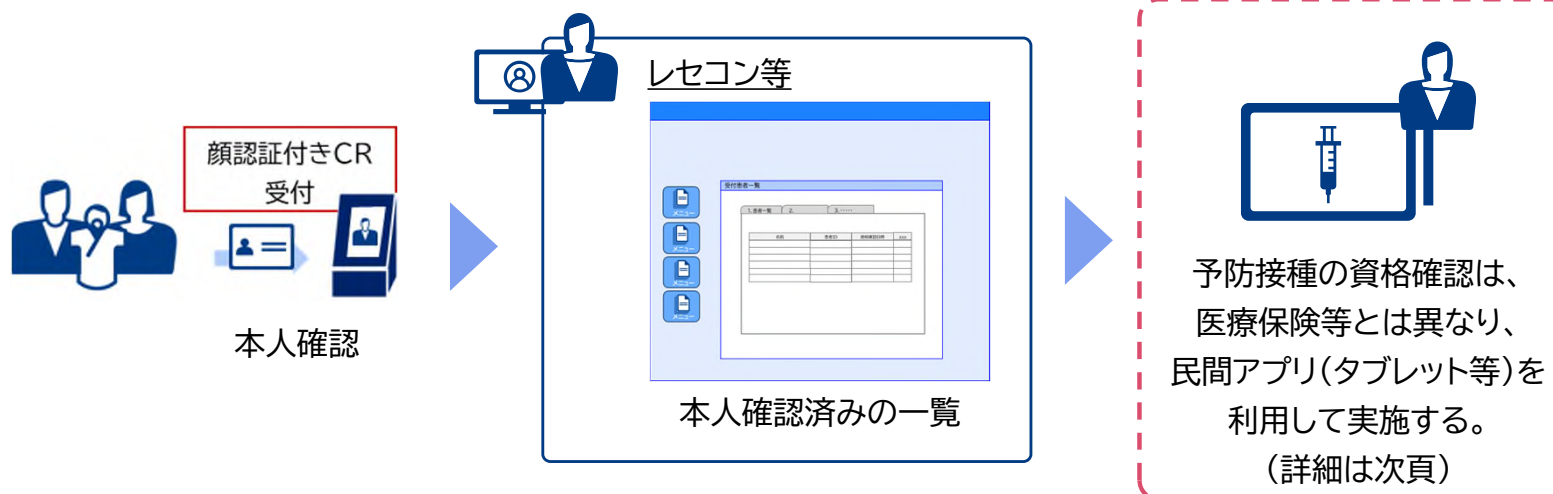
① 本人確認

本人確認は、医療保険等と同様にマイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーにより実施する。予防接種の資格確認は別途実施する（後述）。

通常診療の場合



デジタル化後の予防接種の場合



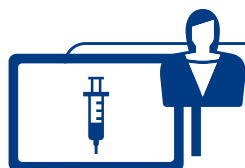
※「民間アプリ」

現在先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様(入出力する情報の項目等)は国において示しており、それに準拠しているもの。

民間アプリと予予・請求システムとの間は、セキュリティを担保したインターネットを利用しており、医療機関内のオン資と接続するためのオン請求NWは利用しない。

② 予防接種の資格確認（1）

本人確認済みの者の一覧の中から、予防接種の資格確認を行う者を選択する。



民間アプリ(タブレット等)

① 資格確認を行う者の検索

予防接種向け医療機関アプリ

受付済対象者の表示

受付年月日*

接種対象者氏名

検索

メニュー

- 本人確認の受付日や氏名等から、資格確認を行う者を検索する。

② 資格確認を行う者の選択

予防接種向け医療機関アプリ

受付済対象者の検索結果

項番	本人確認日時	接種対象者氏名 (漢字)	接種対象者氏名 (カナ)	生年月日 年齢	性別
☐ 1	2025/6/10	*****	*****	2023/5/10 2歳1か月	男
☐ 2	2025/6/12	*****	*****	2024/4/10 1歳2か月	女
☐ 3	2025/6/12	*****	*****	2020/3/21 4歳11か月	女
☐ 4	2025/6/13	*****	*****	2023/5/24 2歳1か月	男
☐ 5	2025/6/13	*****	*****	2024/10/10 0歳8か月	女
☐ 6	2025/6/13	*****	*****	2023/8/10 1歳10か月	男

選択

接種記録

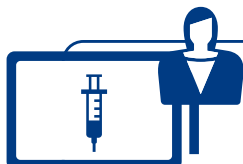
メニュー

選択ボタンを押下し
次の画面へ

- 顔認証付きカードリーダーによる本人確認済みの者の中から、検索条件に合致する者が一覧として表示されるため、資格確認を行う者を選択する。

② 予防接種の資格確認（2）

表示される予防接種の資格情報に留意の上、予診票の受付（＝予診票の受領）を行い、予診票の回答内容や過去の接種履歴の確認を行う。



民間アプリ(タブレット等)

③ 予診票の受付

予防接種向け医療機関アプリ

予防接種一覧

チェック	項番	予防接種名
☐	1	MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）
☐	2	ロタウイルスワクチン
☐	3	インフルエンザワクチン
☐	4	DPT-IPV-Hib（5種混合ワクチン）
☐	5	小児肺炎球菌ワクチン（15価）

【注意情報】※文言、表示方法はイメージ

項番 1【MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）】は前回接種から十分な期間が開いていない可能性があります。

項番 2【ロタウイルスワクチン】は現在法定期間外となります。

受付

④ 予診票の表示

予防接種向け医療機関アプリ

予診票回答

予診情報

1. 質問事項 2. 医療機関記入 3. 医師判断 4. 接種情報

〇〇ワクチン

質問項目

質問項目	回答
〇〇ワクチンの接種を初めて受けますか？	いいえ
1回目はいくつですか？	6月1日
最近1か月以内に接種にかかったりしましたか？（病名：）	いいえ
最近1か月以内に接種にかかったりしましたか？	はい
最近1か月以内に接種にかかったりしましたか？	いいえ
最近1か月以内に接種にかかったりしましたか？	いいえ
最近1か月以内に接種にかかったりしましたか？	いいえ

接種情報

医師の診断・説明を受け、予防接種の効果や目的、重要な副作用の可能性、医薬品使用権限適合確認法に基づく救済などについて理解した上で、接種を希望しますか？

本人（もしくは保護者）の署名

鈴木 花子

➤ 予診票の回答内容を確認する。

- 選択した者が予診票の回答を完了している予防接種の一覧が表示される。
※ 予診票の回答は事前にマイナポータルで行われている。
- 一覧には、予防接種の資格情報に関する注意事項(対象期間外の場合や注意すべき接種間隔等)も表示される。
- 予防接種の一覧の中から、その日に予診・接種を実施するワクチンを選択して、予診票の受付（＝予診票の受領）を行う。

予防接種向け医療機関アプリ

予診履歴一覧

接種日	ワクチン名	接種場所
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン
2020/1/1	〇〇ワクチン	△△ワクチン

予診履歴詳細

接種日	接種場所	接種内容	接種結果
2020/1/1	△△ワクチン	〇〇ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了
2020/1/1	△△ワクチン	△△ワクチン	接種完了

➤ 過去の接種履歴の閲覧も可能。

◆ ただし、過去の全ての記録が保管されているわけではないため、当面は母子健康手帳の確認も併せて行うことが必要。

③ 予診・接種

ワクチン情報を民間アプリに読み込んでシステムチェックを行った後、デジタル予診票を用いて予診を行い、接種を実施する。

① ワクチン情報の確認、予防接種の準備



- ワクチン情報のバーコードを民間アプリに読み込む。

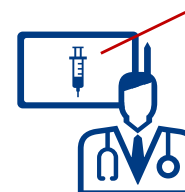


- 読み込んだワクチンと予定している予防接種との一致確認や、ワクチンの有効期限等をシステムでチェックする。



- チェック結果等に基づき、接種の準備を行う。

② デジタル予診票を用いての予診



デジタル予診票

- デジタル予診票を確認しながら、予診を実施する。

③ 接種



- 接種可否を判断した後、接種を実施する。

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

④ 接種記録の作成・登録、費用請求

接種記録を民間アプリから登録することにより、費用の請求処理を自動的に実施する。（従来の予診票とりまとめや郵送は不要になる。）

現行

① 接種記録の作成

- 紙の予診票の下段に、接種年月日、ワクチン名、Lot番号、接種量等を記載する。



② 請求書(予診票)のとりまとめ

- ワクチンの種類ごとに束ねて、件数(枚数)を数えて記録し、予診票の複製(コピー)を管理しておく。



③ 請求書(予診票)の提出

- とりまとめた予診票を請求先の自治体に郵送する。



予防接種デジタル化後

① 接種記録の作成・登録

- 民間アプリに事前に入力されているワクチン名、Lot番号等を確認の上、接種量を入力して、記録登録ボタンを押下する。



※ 現行の②・③の作業は不要となる。

①の登録情報に基づき、予予システム側で請求処理を実施する。

- ✓ 登録した接種記録は、民間アプリで修正可能。
- ✓ デジタル予診票の内容も、民間アプリで閲覧可能。



- ✓ 請求件数等の費用請求・支払に関する記録は、医療機関内のオン請求NWに接続している端末を用いて予防接種サイトにアクセスすることにより閲覧可能。



※ 現時点のイメージ



※前記接種履歴を登録してください

チェック	備考	予防接種名
☐ 1	MRワクチン（麻疹・風しん混合ワクチン）	
☐ 2	ロタウイルスワクチン	
☐ 3	インフルエンザワクチン	
☐ 4	DP2-IPV4-Hib（5価混合ワクチン）	
☐ 5	小児麻疹5価混合ワクチン（15価）	

【注意情報】※文書、表示履歴はメール

※項目 1【MRワクチン（麻疹・風しん混合ワクチン）】は前記接種から十分な期間が開いていない可能性があります。

※項目 2【ロタウイルスワクチン】は現在法定期間外となります。

受付

[illegible][illegible][illegible]

➤ プリンターから紙の予診票
(写し)を印刷する。

医療機関業務のパターンC（従来の紙ベース） ※マイナンバーカードを利用しない場合

※ 現時点のイメージ

マイナンバーカードを利用しない場合など、従来の紙の予診票を用いた接種については、下記のいずれかの方法により登録・請求を行う。

本人確認 ～ 予診・接種

接種記録の作成・登録、費用請求

本人確認から予診・接種までは、紙の予診票を用いた従来の業務どおり。



紙予診票

C-1：顔認証付きカードリーダーを備えている医療機関の場合



医療機関内のオン請求NWに接続している端末
(予防接種サイト)

- ▶ 接種記録情報や被接種者の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を入力して、記録登録ボタンを押下する。
 - ✓ 登録情報に基づき、請求処理を予予・請求システム側で実施するため、紙の予診票のとりまとめ等は不要。
 - ✓ 4情報に関しては、登録を受けた市区町村において、適切な対象者との紐付けを行う。

C-2：顔認証付きカードリーダーを備えていない医療機関の場合

- ▶ 現行の業務(下記①～③)を実施する。ただし、③の郵送先は、自治体ではなく外部委託機関となる。
 - ① 接種記録の作成
 - ② 請求書(予診票)のとりまとめ
 - ③ 請求書(予診票)の郵送(⇒ 外部委託機関)



外部委託機関の
インターネット接続端末
(※遅くとも令和9年度までに環境整備)

- ▶ 紙の予診票に記載されている内容をもとに、接種記録情報等を入力して、記録登録ボタンを押下する。

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 各タスクの説明（＃15、16）
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
- 6. アンケート・事業計画書の提出について**
7. 質疑応答

アンケート及び事業計画書の提出のお願い

- 今後、厚労省において自治体や医療機関におけるデジタル化を支援していくために、各自治体のデジタル化の時期等についてのご意向を把握することを目的として、事業計画書をご提出いただきたい。
- 特に、令和8年度にデジタル化を予定している自治体を早期に把握したく、該当する自治体においては、7月4日までにアンケートにご回答いただいた上で、8月1日までに事業計画書をご提出いただきたい。
- 令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体は、8月15日までに事業計画書をご提出いただきたい。
- なお、アンケートは厚労省へのメール提出、事業計画書は一斉通知・調査システムの利用を予定している。

自治体説明会と提出スケジュール

	6月	7月					8月	
	6/23-	6/30-	7/7-	7/14-	7/21-	7/28-	8/4-	8/11-
第1回説明会		★:6/27(金)実施						
第2回説明会		★:6/30(月)実施						
アンケート回答		アンケート回答	:7/4(金)期限 ※ 令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみ					
事業計画書回答		事業計画書回答① ※令和8年度にデジタル化を予定している自治体					:8/1(金)期限	
		事業計画書回答② ※令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体						
第3回説明会			★:7/4(金)実施					:8/15(金)期限
第4回説明会				★:7月第2週(予定)				

アンケート 質問項目

- 予予・請求システムのリリースに向けて、R8年2月から予予・請求システムの接続テストを開始する予定です。そのため、本年11月以降にシステム間の疎通確認等の事前準備段階からご協力いただける健康管理システムベンダを早期に把握したく、アンケートを実施します。
- 令和8年度にデジタル化を予定している自治体においては、**担当課のみの判断で構いませんので、7月4日（金）まで**にご回答願います。なお、**その後の事業計画書の検討・提出にあたり、方針が変わっても差し支えありません。**

※アンケート様式は、厚労省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59125.html）からダウンロードしてください。

①基本情報（回答者、自治体に関する基本的な情報）

質問項目	回答補足
本アンケートを回答しているご担当者様の氏名をご記入ください。	—
本アンケートを回答しているご担当者様の連絡先をご記入ください。	電話番号、メールアドレス
市区町村名をご記入ください。	—

②健康管理システムに関する質問

質問項目	回答補足
現在の健康管理システムの利用の有無をご回答ください。	あり・なし
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入（※）を行うベンダ（予定を含む）の名称をご記入ください。 ※標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。	未定の場合は「未定」とお答えください
上記で「未定」以外の回答をした場合、ベンダとの調整状況をご回答ください。	合意済・協議中・未接触

③予防接種事務デジタル化適合予定時期に関する質問

質問項目	回答補足
現時点の標準準拠システム（標準仕様書1.1版～3.1版）の導入状況をご回答ください。	1.1版・2.0版・3.1版・未導入
ガバメントクラウドへの移行時期（予定を含む）をご回答ください。	●年●月
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入の時期（予定を含む）をご回答ください。	●年●月
予防接種事務のデジタル化（※）の開始目標時期をご回答ください。 ※健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。	●年●月

事業計画書 質問項目（1/2）

- 事業計画書については、庁内のシステム管理や標準準拠システムへの移行全体をご担当されている部局や、健康管理システムベンダ、医療機関等と必要な調整を行った上で、ご回答ください。
- 令和8年度にデジタル化を予定している自治体は8月1日までに、令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体は8月15日までに、一斉通知・調査システムを利用して、ご提出ください。

①基本情報（回答者、自治体に関する基本的な情報）

質問項目	回答方式	選択肢（選択式の場合）
本アンケートを回答しているご担当者様の氏名をご記入ください。	自由入力	—
本アンケートを回答しているご担当者様の連絡先をご記入ください。 ・電話番号 ・メールアドレス	自由入力	—
市区町村名をご記入ください。	自由入力	—
市区町村コードをご記入ください。	自由入力	—
集団接種の実施の有無をご回答ください。	選択式	あり・なし
自治体独自で費用助成を行っている任意接種の有無をご回答ください。	選択式	あり・なし
上記で「あり」と回答した場合、対象ワクチン名をご回答ください。	選択式 （複数選択可）	小児インフルエンザ、おたふく、男性向けHPV、RSウイルス、その他（自由記述）
上記で「あり」と回答した場合、条例において、任意接種に係る費用助成事業を独自利用事務として規定しているか否かをご回答ください。 ※任意接種の記録等をマイナンバーと紐付けて健康管理システム等で管理する場合、各自治体において独自利用事務として条例で規定する必要があります。	選択式	条例に規定あり 条例に規定なし（マイナンバーを利用している） 条例に規定なし（マイナンバーを利用していない）
市区町村所在地内の接種委託医療機関数（病院）をご回答ください。 ※「病院」とは20床以上の医療機関のことをいいます。 ※把握している直近の時点の概数でも構いません。 ※病院と診療所の別が分からない場合は、病院の方にまとめてご回答ください。	自由入力	—
市区町村所在地内の接種委託医療機関数（診療所）をご回答ください。 ※「診療所」とは無床～20床未満の医療機関のことをいいます。 ※把握している直近の時点の概数でも構いません。 ※病院と診療所の別が分からない場合は、病院の方にまとめてご回答ください。	自由入力	—

事業計画書 質問項目（2/2）

②健康管理システムに関する質問

質問項目	回答方式	選択肢（選択式の場合）
現在の健康管理システムの利用の有無をご回答ください。	選択式	あり・なし
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入（※）を行うベンダ（予定を含む）は決まっていますか。 ※標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。	選択式	はい・いいえ・健康管理システムの導入予定なし
上記で「はい」と回答した場合、ベンダ名をご記入ください。	自由入力	—
上記で「はい」と回答した場合、ベンダとの契約締結時期（予定を含む）をご回答ください。	選択式	令和7年度から令和9年度までの毎月選択制

③予防接種事務デジタル化適合予定時期に関する質問

質問項目	回答方式	選択肢（選択式の場合）
ベンダが決まっているか否かにかかわらず、健康管理システム標準仕様書3.1版の導入の時期（予定を含む）をご回答ください。	選択式	令和7年度から令和9年度までの毎月選択制
予防接種事務のデジタル化（※）の開始目標時期をご回答ください。 ※健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。	選択式	令和8年度から令和10年度までの毎月選択制

アンケート・事業計画書の提出方法と提出期限等

デジタル化の時期等に係るアンケート・事業計画書の提出方法及び提出期限は以下のとおり。

アンケート ※令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象

- 提出方法：アンケート様式（厚労省HPからダウンロード）を、メールにて予防接種課へ提出
様式掲載場所：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 予防接種情報 > 予防接種事務のデジタル化について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html
- 提出先メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp
- 提出期限：7月4日（金）17時〆切

事業計画書

- 提出方法：「一斉通知・調査システム」にて回答
 - 提出期限①（令和8年度にデジタル化を予定している自治体）：8月1日（金）17時〆切
 - 提出期限②（令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体）：8月15日（金）17時〆切
- ※第2回説明会実施後に事務連絡にてご依頼させていただきます。

今後の予定

- 6月30日（月）～7月4日（金）：アンケートの作成・提出（令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象）
- 6月30日（月）～8月1日（金）or 8月15日（金）：事業計画書の作成・提出
- 8月下旬：事業計画書の結果とりまとめ
- 9月上旬：全自治体にとりまとめ結果の共有
- 9月以降：令和8年度中にデジタル化を予定している自治体に対して、デジタル化のためのフォロー（※）を開始
（※集合契約アカウントの発行やデータ移行の時期等のスケジュール立て、各種システムの使用方法説明 等）

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. 各タスクの説明（＃15、16）
4. デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
6. アンケート・事業計画書の提出について
- 7. 質疑応答**

《事務連絡》 予防接種事務のデジタル化へのご質問について

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC/index>

※中間締切（7月1日（火）15時まで）までにいただいたご質問のうち、重要かつ早期に回答をお示しする必要があるものについては、7月4日（金）の第3回説明会内で取り扱う予定です。

※質問については、第4回説明会分も含め、最終締切：7月18日（金）17時（予定）まで受け付け、後日全体に回答を共有させていただきます。

先行実施・デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp

※上記質問フォーム閉鎖後の先行実施に係るご質問は、実施自治体宛ではなく厚労省予防接種課宛にお願いします。